

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値(評価値)	報告時 検出下限値
				検体1	
[7] 1,2,4,5-テトラクロロベンゼン 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 0/23(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 0/23(欠測等: 0) 検出範囲: nd 検出下限値範囲: 7.3 ~ 12 検出下限値: 12 要求検出下限値: 30	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	nd	7.3
	茨城県	2	利根川河口かもめ大橋(神栖市)	nd	7.3
	群馬県	3	鐺川多胡橋(高崎市)	nd	7.3
	千葉県	4	養老川浅井橋(市原市)	nd	7.3
	東京都	5	荒川河口(江東区)	nd	7.3
		6	隅田川河口(港区)	nd	7.3
	横浜市	7	鶴見川亀の子橋(横浜市)	nd	7.3
		8	横浜港	nd	7.3
	新潟県	9	信濃川下流(新潟市)	nd	8.6
	長野県	10	諏訪湖湖心	nd	8.6
	愛知県	11	名古屋港	nd	7.3
	名古屋市	12	堀川港新橋(名古屋市)	nd	7.3
	三重県	13	四日市港	nd	8.6
	大阪府	14	大和川河口(堺市)	nd	7.3
	大阪市	15	大川毛馬橋(大阪市)	nd	7.3
		16	大阪港	nd	7.3
	兵庫県	17	姫路沖	nd	7.3
	山口県	18	徳山湾	nd	8.6
		19	萩沖	nd	8.6
	福岡県	20	雷山川加布羅橋(前原市)	nd	12
		21	大牟田沖	nd	12
	北九州市	22	洞海湾	nd	8.6
	大分県	23	大分川河口(大分市)	nd	7.3

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出